

令和2年5月1日

令和2年度前期に係る授業料の徴収猶予について

本学では、新型コロナウイルス感染症に係る現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に鑑み、令和2年度前期に係る授業料について、全学生を対象として下記のとおり授業料の徴収を猶予します。

なお、授業料免除等の申請者は、選考結果が出るまで、授業料の徴収が猶予されます。

記

授業料の徴収猶予期限： 令和2年6月30日（火）